

第202号
平成26年
8月10日

近畿税政連

税理士会の要望
実現のために
活動しています

発行所 近畿税理士政治連盟／発行人 大高友紀／編集人 後安宏彦
〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 URL <http://kinzeisei.jp/> e-mail info@kinzeisei.jp



高山右近と高槻カトリック教会（大阪府高槻市）

撮影：中川 巖（茨木支部）

■ 政府税調における法人税の改革について(要約) P 2

焦 点

6月26日、日税連は31項目からなる平成27年度税制改正建議書を決定した。このうち、「消費税の単一税率を維持すること」「外形標準課税は中小企業に導入しないこと」「欠損金の繰越控除限度額を一律に縮減しないこと」の3点については、重要建議項目として強く主張している。

また、6月27日、第10回政府税制調査会において、法人税の改革について（案）が了承され、成案となった。この改革の主な目的は①立地競争力を高めるとともに、我が国の競争力を強化するために税率を引き下げる②法人税の負担構造を改革することの2点である。

具体的な改革項目は、本号に掲載してい

中小法人の大きな負担

るのでご覧いただきたい。いずれもが、中小法人に大きな負担を強いる内容になっている。特に、外形標準課税は、赤字法人であっても課税されることになる。例えば、給与総額が年間1億円の法人は、年間約35万円弱の事業税を納入しなければならないことになる。こうなると、赤字法人は、市場から退場せざるを得ないことになるかも知れない。

日税連は、政府税調の今回の法人税の改革の議論を注視しており、重要事項として建議書に取り上げた。また7月には、日税政は日税連と協議し「平成27年度税制改正要望」を決定した（近税政ホームページ会員ページに掲載）。我々は中小法人に過度の負担にならないよう、国会議員等に要望していかなばならない。

政府税調における法人税の改革について(要約)

今月号焦点に、政府税制調査会における法人税改革についての動きを記載したが、その具体的な内容について報告する。この改革事項は、法人税率の引き下げとともに課税ベースの拡大を目指しており、結果的には、中小法人に厳しい内容となっている。会員においては、しっかりとこの内容を理解した上で意見等を発信していただきたい。資料、議事録、会見録等が、内閣府ホームページの政府税制調査会に掲載されているので、確認していただきたい。なお、下記内容については要約して記載しているので、この点を留意していただきたい。

1. 租税特別措置の見直し

下記の基準に沿って、ゼロベースでの見直しを行うこととする。その際、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査の結果などを踏まえる。

基準1：期限の定めのある政策税制は、原則、期限到来時に廃止する

基準2：期限の定めのない政策税制は、期限を設定するとともに、対象の重点化などの見直しを行う

基準3：利用実態が特定の企業に集中している政策税制や、適用者数が極端に少ない政策税制は、廃止を含めた抜本的な見直しを行う

※最大の政策税制であり、かつ重要度の高い研究開発税制については、導入の経緯や税率引き下げに対応して大幅に縮減し、研究開発投資の増加インセンティブとなるような仕組みに転換していくべきである。

2. 欠損金の繰越控除の見直し

欠損金の繰越控除制度は、企業行動やそのタイミングに影響を与えることがあり、企業行動に対してより中立的な仕組みとする必要がある。

このため、より長期間での税負担の平準化を図ることが望ましく、繰越控除期間を延長し、あわせて控除上限額を引き下げる見直しを行うこととする。この見直しに当たっては、中小企業への配慮が必要である。なお、繰越期間を延長する際には、帳簿の保存期間もあわせて延長する必要がある。

3. 受取配当等の益金不算入制度の見直し

企業の株式保有は、支配関係を目的とする場合と、資産運用を目的とする場合がある。支配関係を目的とするものについては、配当収益を課税対象から外すべきである。

目次

焦点	1
政府税調における法人税の改革について(要約)	2
近畿税理士会との共催による研修会を開催	4
後援会ニュース	4
かんさいすずめ	7
銀河系	7

4. 減価償却制度の見直し

減価償却方法の選択の柔軟性は、資産の使用実態に合わせた適切な減価償却費の計上が目的だが、実際はその時々損益状況に応じた節税効果の観点から選択が行われているおそれがある。特に定率法は、所得操作の可能性を大きくする。また、IFRSの導入や事業のグローバル化に伴うグループ内会計の統一化などを背景に、定率法から定額法に見直す動きが見られる。このような観点から、定率法を廃止して定額法に一本化するべきである。

5. 地方税の損金算入の見直し

法人事業税や固定資産税等が損金算入されることで、地方の超過課税や減免措置が国税の課税ベースを変動させ、同時に国税と連動する住民税や事業税の課税ベースも変動させる。このため、財源確保の一環として、地方税の各税目の性格や事業者への影響を勘案しつつ、地方税の損金算入の見直しについて、具体的な方策を検討すべきである。

6. 中小法人課税の見直し

①中小法人の範囲について

企業規模を見る上での資本金の意義は低下してきており、資本金基準が妥当であるか見直すべきである。

②軽減税率について

基本税率を引き下げること踏まえれば、所得金額のうち800万円以下の金額に適用される19%の軽減税率は厳しく見直す必要がある。また、時限的な15%の軽減税率はその役割を終えている。

③税率以外の特例措置については、租特の見直しの方向性に沿って見直しを行う必要がある。

④いわゆる「法人成り」について

個人事業主か法人形態かの選択に税制が歪みを与えるべきでない。給与所得控除など個人所得税を含めた検討を行う必要がある。特定同族会社の内部留保に対する留保金課税は、中小法人については適用除外とされているが、法人税率引き下げにあわせて適用を検討する必要がある。

7. 公益法人課税等の見直し

公益法人等や協同組合等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要がある。公益法人等の範囲や収益事業の範囲を見直すべきである。特に収益事業の範疇であっても特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば、社会福祉法人が実施する介護事業）については、その取扱いについて見直しが必要である。公益法人等の収益事業からの所得には、軽減税率とみなし寄付金制度が適用されており、過大な対応であり、見直しが必要である。

8. 地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に）

平成19年の政府税制調査会では、「外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大する方向で検討すべきである」と答申している。この方向に沿って、現在の付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減していくことが望ましい。資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見が多く出された。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである。

近畿税理士会との共催による研修会を開催

6月30日、国民會館において、近畿税理士会と近畿税政連との初の共催による研修会を開催した。

第1部 今後の税制改正の行方

野田毅 自由民主党税制調査会会長

以下の事項について、国民が国会議員に任せ切るのではなく一緒に対応しないと解決できない。

1. 社会保障と税制改正
2. 消費税の軽減税率
3. 法人税減税と中小法人課税



野田毅 自由民主党税制調査会会長

第2部 平成26年度税制改正について

上西左大信 政府税制調査会特別委員

1. 政府税制調査会では、中小法人課税について強硬な主張をする者も多い。注視していかねばならない。
2. 平成26年度改正について



上西左大信 政府税制調査会特別委員

野田自民党税調会長が、「税は政治そのものである」という通り、税制と政治とは密接な関係がある。今後とも両者が共同して、中小企業に必要な税制の実現を目指していかねばならないと感じた。(和歌山支部 後安宏彦)

後援会ニュース

平野博文後援会

日時 平成26年 6 月19日

場所 北大阪商工会議所

来賓 平野博文 前衆議院議員

大高友紀 近税政会長

井戸本泰次 近税政幹事長

角屋文廣 近税会枚方支部長



税理士による平野博文後援会定期総会が開催され、田中克実会長が議長となり上程された議

案はすべて可決承認された。

その後、平野前議員より「地元の支持の大切さを実感した。次回は地域の代表としてもう一度議員になる」とのあいさつがあった。

続いて、井戸本近税政幹事長より「3月20日の税理士法改正は民主党政権下での税制改正大綱が始まりである。また6月6日の行政不服審査法改正に至ったのは、規制改革の事務方に税理士の参画を図って頂いた結果であり、これらは当時の官房長官であった平野先生のお力である。税政連の活動は法改正の実現を図るものである。会費納入等積極的なご支援をお願いしたい」と呼びかけられ第一部が終了した。

引き続き第二部として懇談会が行われ、平野前議員が、来たるべき日本の重要な問題点について話され、多数の質疑応答のあと盛会のうちに閉会となった。(茨木支部 中川 巖)

左藤章後援会

日時 平成26年 6月26日

場所 天王寺 新宿(阿倍野区)

来賓 左藤 章 衆議院議員

田 達満 近税政副幹事長

桑野秀朗 近税政副幹事長



●左藤章衆議院議員 国政報告

税理士法改正の問題は、税理士会のご支援により決着が少しではあるが出来たのではないかと思います。先日、法人税を20%台にすると決まり、これから税率を段階的に下げることになる。しかし税率を下げた分の税収をどこに求めるのかという事で、いま囁かれているのが外形標準課税である。

外形標準課税の半分は人頭課税で、赤字ギリギリで経営をしている中小企業には、外形標準課税が導入されると消費税の増税などと合わせて税負担が大きくなる心配がある。そのことをしっかり議論し中小企業を守らなければならないと思っている。しかし大企業の法人税を減税しただけで景気がよくなるとは思わない。大企業が内部留保金を中小企業へ回せば、お金の循環になり景気を押し上げてくれると期待している。

集团的自衛権について様々な話し合いをしており、これを認めることは、アメリカと日本の信頼関係を強くし、法整備を行うことで指揮命令系統を固め自衛隊員の命を守ることができる。日本は攻撃をするのではなく、専守防衛のために必要であると思っている。

(生野支部 小川由美子)

北側一雄後援会

日時 平成26年 6月27日

場所 ホテル・アゴーラ リージェンシー堺

来賓 北側一雄 衆議院議員

池田隼啓 日税連会長

大高友紀 近税政会長

細谷陸雄 近税政副会長

井戸本恭次 近税政幹事長



税理士による北側一雄後援会定期大会が開催され、全議案が可決承認された。

●池田日税連会長 あいさつ

公認会計士への税理士資格の自動付与の問題は、業際問題ではなく、税理士業務の高い質を確保することを目的としたものである。税理士法第3条第3項の新設により、自動付与は完全に廃止されたと言える。これらは全て北側議員の尽力によるものである。

●大高近税政会長 あいさつ

今回の税理士法改正の過程を目の当たりにし、普段から税理士による国会議員の後援会を通じて支援することによって税理士法や税法が変わっていくのだということを痛感した。

●北側一雄衆議院議員 国政報告

自公政権においては経済のデフレからの脱却が最重要課題である。雇用情勢の回復、賃金上昇の傾向も窺えるがまだまだ道半ばである。経済成長戦略の柱である法人税の減税には財源の問題もあるが、課税ベースの拡大等によって中小企業に対する課税が強化されることの無いよう考えていきたい。(泉佐野支部 木戸朋宏)

西田昌司後援会

税理士による西田昌司後援会の第8回定期総会が、6月28日にホテルグランヴィア京都において開催された。来賓として西田昌司参議院議員をはじめ、近税会より北村善和副会長、近税政本部より大高友紀会長、原綱宗総務会長、京都府支部連より奥村和義会長、伊良知弘敏幹事長が出席した。



定期総会では、中江嘉和会長が「今回の税理士法改正では、ご本人も税理士である西田議員に大変なご活躍をいただいた。今後も税制改正等でご尽力いただけるよう力を入れてご支援していきたい」とあいさつをした。

定期総会終了後、西田議員より国政報告があり「現在、安倍総理のもと順調な政権運営がなされている。国会では参議院財政金融委員会から厚生労働委員会の筆頭理事に移動した。バブル以後の構造改革が、結果的に貧富の差や地域間の格差を増大させた。自民党政治の総点検が必要である。また、集团的自衛権の行使の容認について、自分の国は自分で守る、これはどの国においても政治の原点であり使命である。しかし、戦後の日本においてはこれがタブーになり平和主義を唱えるばかりであった。今一度、自分の国は自分で守る、この原点に戻った政治をしなければならない」と訴えた。

国政報告会終了後の懇親会では、下京支部の会員でもある西田議員が気さくに各テーブルを回り、親しく会員と意見交換を行いたいへん貴重な時を過ごした。(上京支部 矢田善久)

盛山正仁後援会

6月28日、神戸市灘区の神戸精養軒本店において、税理士による盛山正仁後援会年次総会が開催された。

来賓として、盛山正仁衆議院議員、井戸本泰次近税政幹事長が出席した。



山本勝美副幹事長の司会により、開会が宣言され、垣見正孝会長より「国債の問題など、我々の子供、孫の世代をも含めて、諸施策を議論して頂きたい。盛山先生を引き続き応援していく」とのあいさつがあった。

次に、議長に長谷川隆史副幹事長が選出され、議事に入った。議案はすべて原案通り、可決承認された。

続いて、盛山議員より「昨年10月以降、法務委員会等、3つの委員会の理事に就任しており、ハイペースで行われている多くの法案審議に、多忙な日々を過ごしている。先日は会社法改正が成立した。今後も民法・債権法改正など、税理士業務との関連の深い分野での改正が見込まれる。皆様とも勉強会を行い、研鑽を深めたい」とのあいさつがあった。

また井戸本近税政幹事長より「今年3月には多くの先生のご理解とお力添えがあり、税理士法改正が成立した。より組織力の高い後援会活動を行って頂きたい」とのあいさつがあった。

最後に田嶋定幹事長による閉会のあいさつの後、年次総会は終了した。

引き続き、懇親会が開催され、盛会のうちに閉会した。(芦屋支部 吉田智代)

糖尿病とのたたかい

私は現在64歳であります。6年半程前、それまで健康診断で引っかかったことのない私が一遍にHbA1cや血糖値の数値が悪くなりました。当初何も身体に異常がなく日常生活にも何ら不自由しなかったので、糖尿病と診断されてもよく実感として湧いてきませんでした。酒は毎日飲むし、タバコは一日30本と乱れた生活を送っていました。

食事療法として、ある大手の病院に3泊4日で入院し、糖尿病食を食べました。なんと量が少なく大変な薄味でおいしくないことでしょう。いつも味の濃い外食がメインで、味が無い食事はつらいものでした。この頃は別に体に異常なく甘く考えていました。ただ、伯母が糖尿病で目が不自由になったことは聞いておりました。

そして、2年前から今度は眼底に血がにじんでいると医者から言われました。緑内障と診断され視野が一部狭くなっていることが分かりました。つい最近、目のレーザー治療を致しました。全くもって気持ちのいいものではありませんでした。

今考えると、最初からもっと医者の言うことをよく聞いておけば良かったと思います。自分だけは健康優良児であると自負していました。やはり、年齢とともに衰えます。

外食のカロリーの高さや量の多さ、つくづく感じてしまいます。ご飯は茶碗7分目、野菜中心の食事で体重は7キロ減りました。お腹がすいて慣れない頃は空腹感ばかり。「お菓子やフルーツは食べない。ラーメン等は全部食べない。酒も極力控える。寝る前3時間は飲まないし食べない。」規則正しい食事と生活がいかに大事か知らされました。今のままでは失明すると言われました。何とかしてHbA1cが正常値になるまで強い意志で頑張ります。

(東大阪支部 政本彰人)



近税政本部のうごき

○近畿税理士会との共催研修会(6月30日)

- ・「今後の税制改正の行方」
野田 毅 自由民主党税制調査会会長
- ・「平成26年度税制改正について」
上西左大信 政府税制調査会特別委員

○第1回広報委員会(7月4日)

- ・第48回定期大会・国政報告会・懇親会の開催に関する件
- ・第48回定期大会提出議案(原案)の作成に関する件
- ・機関紙第202号の編集に関する件
- ・機関紙第203号の編集企画に関する件
- ・その他

○政策・財務・国対合同委員会(7月17日)

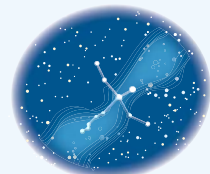
- ・第48回定期大会・国政報告会・懇親会の開催に関する件
- ・第48回定期大会提出議案(原案)の作成に関する件
- ・その他

○組織・選対・後援会対策合同委員会(7月18日)

- ・第48回定期大会・国政報告会・懇親会の開催に関する件

- ・第48回定期大会提出議案(原案)の作成に関する件
- ・その他

銀河系



「税理士による国会議員等の後援会」の活動が、今年も活発な時期となってきた。

後援会総会では、議員ご本人が来賓として出席されるので、同時に「国政報告会」が開催され、国会での出来事や職務のことなどが熱く語られる。総会当日は、東京から関西へと、とんぼ帰りで駆けつけて来られることも多いと聞いている。公務ご多忙の中「鉄人」のような、体力と気力が兼ね備わっているのであろう。後援会の会員にとっては、総会は、直接議員とお話ができて、我々の要望を聞いていただける良い機会である。

後援会活動での我々の要望が、議員を通じて、国会で審議され、法案として成立されるため、日頃から議員を支援していきたい。

(西宮支部 森本幸子)

平成27年度税制改正要望を決定

近税政ホームページ：会員専用「ライブラリー」ページに掲載